

【 検 査 】**５０８ 残尿測定検査と超音波検査（胸腹部）の併算定について**

《令和７年４月３０日》

○ 取扱い

D216－２残尿測定検査「１」超音波検査によるものとD215「２」ロ（１）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

残尿測定検査は、厚生労働省通知※に「前立腺肥大症、神経因性膀胱又は過活動膀胱の患者に対し、超音波若しくはカテーテルを用いて残尿を測定した場合に算定する」と示されている。本検査での超音波検査は、排尿後の膀胱内の残尿量を測定し、膀胱機能や下部尿路の状態を確認することにより、前立腺肥大症や神経因性膀胱等の重症度判定や治療法選択の目安とするものである。

一方、本取扱いにおける超音波検査（断層撮影法）の主な対象は前立腺肥大であり、前立腺の大きさや形状、その状態を確認するもので、残尿測定検査と超音波検査（断層撮影法）は検査目的が異なる。

以上のことから、D216－２残尿測定検査「１」超音波検査によるものとD215「２」ロ（１）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の併算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について